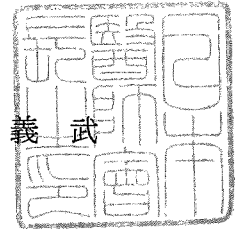


平成 29 年 3 月 31 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武



看護学生実習の国民向け P R リーフレット及び
大卒社会人経験者等への看護師養成所 P R ポスターについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局看護課長より本会宛に、標記についての周知方依頼がありました。

厚生労働省では、①看護学生実習の国民向け P R リーフレット及び②大卒社会人経験者等への看護師等養成所 P R ポスター (2 種類) を作成し、①については全国の看護師・准看護師養成所へ、また②のうち大卒者用については全国の大学・短期大学、②社会人経験者用については全国の公共職業安定所に配布したとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただきますとともに、貴会管下看護師等養成所及び関係医療機関への周知方につきましても、併せてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、同リーフレット及びポスターは厚生労働省ホームページに掲載されています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/ukeire_sokushin/index.html

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079702.html>



医政看発第0327第4号
平成29年3月27日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局看護課長
(公 印 省 略)

看護学生実習の国民向けPRリーフレット及び
大卒社会人経験者等への看護師養成所PRポスターについて

平素より看護行政の推進にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主幹部（局）長宛てに通知しましたので、御了知いただきますとともに、周知に御協力いただきますようお願いいたします。

照会先

厚生労働省医政局看護課

教育体制推進官 佐山 理絵

看護教育係長 大屋 麻衣子

電話：03-5253-1111（内線：2595）



医政看発第0327第1号
平成29年3月27日

各都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長
（公印省略）

大卒社会人経験者等への看護師養成所PRポスターについて（協力依頼）

平素より看護行政の推進にご尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

看護師養成のさらなる促進に向けて、看護学以外の領域の大卒者又は社会人としての就業経験を経た方（以下「大卒社会人経験者等」という。）に看護師資格取得を目指して頂くことを目的に、大卒社会人経験者等を対象とした看護師養成所入学のPRポスターを作成し、下記の情報と共に、大卒者用については全国の大学及び短期大学に、社会人経験者用については全国の公共職業安定所に配布しましたので、御了知・御周知願います。

記

1. 厚生労働省のホームページにPRポスターを掲載したこと

厚生労働省ホームページ・ホーム＞分野別の政策＞健康・医療＞医療＞施策情報＞看護関連政策＞
看護師養成所における大卒社会人等の養成について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079702.html>

2. PRポスターは各施設において自由なサイズで使用して差し支えないこと

※参考：見本用ポスター（A3判、大卒者用・社会人経験者用の2種類）各1部を同封

以上

照会先

厚生労働省医政局看護課

教育体制推進官 佐山 理絵

看護教育係長 大屋 麻衣子

電話：03-5253-1111（内線：2595）



医政看発第0327第5号
平成29年3月27日

各都道府県 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局看護課長
(公印省略)

看護学生実習の国民向けPRリーフレットについて(協力依頼)

平素より看護行政の推進にご尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

看護学生の臨地実習について国民の理解・協力を求めることを目的にリーフレットを作成し、下記の情報と共に、全国の看護師養成所及び准看護師養成所に配布いたしましたので、御了知・御周知願います。

記

1. 厚生労働省のホームページにPRリーフレットを掲載したこと

厚生労働省ホームページ・ホーム>分野別の政策>健康・医療>医療>政策分野関連情報>
看護学生の実習受入促進について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/ukeire_sokushin/index.html

※これまで作成した4枚のPRポスターについても、引き続きご活用いただけるようホームページを更新しています。

2. PRリーフレットは各施設において自由なサイズで使用して差し支えないこと

※参考：見本用リーフレット(A4判・2つ折り)を同封

以上

照会先

厚生労働省医政局看護課

教育体制推進官 佐山 理絵

看護教育係長 大屋 麻衣子

電話：03-5253-1111(内線：2595)

未来の看護職員を育てるために 看護学生の実習にご協力ください

看護学生は、看護職員になるために
様々な分野、様々な方に対する支援を学んでいます。
あなたの地域を支える未来の看護職員を育てるために、
みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

例) 看護師になるための教育内容

基礎分野

- 科学的思考の基礎
- 人間と生活・社会の理解

専門基盤分野

- 人体の構造と機能
- 疾病の成り立ちと回復の促進
- 健康支援と社会保障制度

専門分野I

- 基礎看護学

専門分野II

- 成人看護学
- 老年看護学
- 小児看護学
- 母性看護学
- 精神看護学

統合分野

- 在宅看護論
- 看護の統合と実践

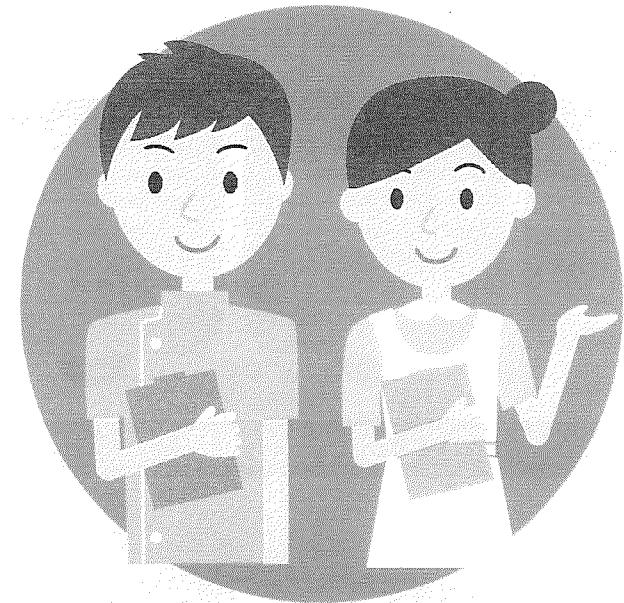
〈医療施設等での実習〉

- 基礎看護学
- 成人看護学
- 老年看護学
- 小児看護学
- 母性看護学
- 精神看護学

- 在宅看護論
- 看護の統合と実践

(保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表3より改変)

看護学生の実習についてご不明な点は、教員や施設の担当者におたずねください。



実習での学びが看護学生を大きく育てます

看護学生は、住み慣れた地域で生活・療養するみなさまが、
自分らしく暮らし続けられるような支援について学ぶため、
実習を行っています。病院の他、診療所、訪問看護ステーション、
介護老人保健施設、保育所など、様々な場所でのご協力が必要です。

看護職員になるためには、実習での経験が不可欠です。
真剣に学んで来た看護学生のさらなる一步を
みなさんで応援してください。

毎年約7万5千人の学生が、
看護職員になるため、あらたに看護学校に入学します。
学校では、様々な健康状態に応じて看護ができるよう、
知識や技術、さらに観察力や判断力を養います。
学校で学んだことを直接みなさまと関わりながら実践することで、
幅広い価値観、人に寄り添う姿勢を身に付けることができます。



診療所



病院



保育所



介護老人保健施設
特別養護老人ホーム



保健センター
地域包括支援センター



重症心身障害児(者)施設



助産所



ご自宅
(訪問看護ステーション)

看護学実習の3つの約束

1

みなさまの
権利を守ります。

実習にあたってはみな
さまの権利を保障し、事
前に十分な説明を行い、
ご協力の同意を得た上
で実施します。

2

みなさまの
安全を守ります。

実習にあたっては事前
の準備はもちろん、実施
可能なレベルまで看護
技術を習得してから臨
みます。

3

みなさまの
個人情報を守ります。

プライバシーの保護を
最優先とし、実習で知り
得たみなさまに関する
情報を他者に漏らすよ
うなことはありません。

■看護学生は様々な場所で みなさまへの支援を学びます

- 保育所へ通うお子さんへの支援
- 保健所、市町村保健センター、地域包括支援センターでの健康支援
- 介護老人保健施設や特別養護老人ホームで過ごす高齢者への支援
- ご自宅で療養される方への訪問看護
- 助産所での妊婦さんや赤ちゃんへのケア

あなたのキャリア選択に

大学卒 ➡ 看護学校 という道があります!!

国家資格を取得して、
看護師になりませんか?



看護師は、生涯、安定して働き続けられる仕事です。

看護師の職場は病院だけではありません。

診療所・介護老人保健施設・保育所や、教育機関の教員や研究者など、
様々な場所で、あなたが大学で学んだ知識を活かしてください。

看護師への道を応援する『教育訓練給付制度』もご利用ください。

※教育訓練給付の支給対象となる看護師学校養成所の講座は、厚生労働大臣が指定したものに限ります。

※教育訓練給付を申請できる方は、雇用保険に加入している(していた)など、一定の要件を満たしている方に限ります。

教育訓練給付制度について、詳しくは厚生労働省のホームページをご参照下さい [教育訓練給付制度](#) [検索](#)



国家資格をとって看護師に

社会人としての経験を 看護に役立てて みませんか



看護師は、生涯、安定して働き続けられる仕事です。

看護師の職場は病院だけではありません。診療所・介護老人保健施設・保育所や、教育機関の教員や研究者など、様々な場所で、あなたの職業経験を活かしてください。

看護師への道を応援する『教育訓練給付制度』もご利用ください。

※教育訓練給付の支給対象となる看護師学校養成所の講座は、厚生労働大臣が指定したものに限りです。

※教育訓練給付を申請できる方は、雇用保険に加入している(していた)など、一定の要件を満たしている方に限りです。

教育訓練給付制度について、詳しくは厚生労働省のホームページをご参照下さい [教育訓練給付制度](#) [検索](#)

